

第1章 組織

1. 公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）は、公認会計士法（以下、「法」という。）第35条第1項及び金融庁設置法第6条に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関である（平成16年4月設置。P34資料1-1参照）。

審査会は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣より任命された、会長及び9人以内の委員により組織される。委員は非常勤であるが、うち1人については常勤とすることができる。任期は3年である（法第36条、37条の2、37条の3）。

会長及び委員は独立してその職権を行い、また、法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない（法第35条の2、37条の4）。

平成22年4月1日より、友杉会長、廣本常勤委員のほか、非常勤委員8人の計10人の構成で、第3期（平成22年4月～平成25年3月）の審査会が活動を開始している。（P36資料1-2参照）。

審査会の主な業務は以下のとおりである。

- ① 公認会計士・監査法人及び外国監査法人等（注）並びに日本公認会計士協会（以下、「協会」という。）に対する検査等
- ② 公認会計士試験の実施
- ③ 公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の調査審議

（注）我が国に有価証券報告書等を提出する外国会社等の財務書類について監査証明業務を行う外国所在の者をいう。

2. 事務局

審査会には、審査会の事務を処理するために事務局が置かれている（法第41条第1項）。

事務局は、事務局長の下、総務試験室及び審査検査室で構成され、総務試験室は、公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議並びに事務局全体の総合調整を所掌し、審査検査室は、監査法人等の監

査業務の運営状況に関する審査や協会の事務の適正性についての審査、監査法人等及び外国監査法人等並びに協会に対する検査を所掌している。

事務局の定員は、平成16年4月発足時40人であったが、その後順次増員され、平成22年度末の定員は、総務試験室14人及び審査検査室44人の計58人となっている。

(参考) 事務局の定員の推移

(年度末ベース)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総務試験室	11	12	12	12	12	14	14
審査検査室	29	29	31	35	39	41	44
主任公認会計士 監査検査官	4	4	4	4	5	5	7
公認会計士 監査検査官	18	18	20	24	26	28	28

《 公 認 会 計 士 ・ 監 査 審 査 会 の 機 構 図 》

